

遠隔手話通訳等サービス を始めました

タブレット端末を用いた手話通訳等サービス

障害者福祉課(区役所1階)の窓口に手話・筆談・音声認識機能を備えた専用のタブレット端末を配置しています。区役所内の各窓口で利用できます。



電話代行サービス(電話リレーサービス)

スマートフォン等のテレビ電話機能等を使い、電話代行の依頼ができます。 ※通話料金は本人負担になります

申請の手続きに必要なものはなんですか?
申請の手続きに必要なものはなんですか?
申請についてですね、かしこまりました



利用時間 午前8時～午後9時(年中無休)
対象 区内在住の方
申込み 運転免許証等の本人確認書類を持参し、区役所1階障害者福祉課係へ
問合せ ☎内線2681

手話通訳者等をセミナーや講演会に派遣します

区内でセミナーや講演会を開催する事業者等に手話通訳者等を派遣しています。

対象 区内に所在地がある法人または団体
対象事業 区内で開催し、聴覚障がいのある方の参加が見込まれる講演会等
費用 無料
申込み 障害者福祉課障害サービス係 ☎内線2683 FAX(3802)0819

手話を知ろう

～手から伝わる言葉



聞こえない人

- **ろう者**
耳が聞こえない人で、主に手話で会話をします。
- **中途失聴者**
病気・事故等の原因で、途中で聞こえなくなった人。手話を習得したり、筆談等を使いコミュニケーションを取る人等さまざまな人がいます。
- **難聴者**
病気や加齢等で、耳が聞こえにくい人。補聴器を使い、音声での会話をすることも多いです。



聞こえない人が困ること

- **他の人に気付いてもらえないこと**
聞こえない人は外見では分かりません。周囲の音や会話が聞こえないため、コミュニケーションが取りにくいことがあります。
- **外出先での音に気がつきにくいこと**
音が聞こえないので、後ろから近づくもの、電車・バス内のアナウンスが聞こえません。
- **災害や事故に気がつきにくいこと**
災害や事故が起きていても、無線や電車の放送等が聞こえません。何が起きたか正確に分からず、孤立する危険があります。

手話は、ろう者が音声言語の代わりに大切に受け継いできた言語です。
手話を知るためには、手話を自分達の「言語」として暮らす人の生活や背景にある文化を理解することが大切です。

問合せ 障害者福祉課係 ☎内線2681

聞こえない人の生活

- **誰かが来たとき**
玄関のチャイム音を光に変えて知らせるライト等を使用しています。
- **起床するとき**
目覚まし時計の音が聞こえないため、振動で知らせてくれる時計等を使用しています。



相手に合わせたコミュニケーション

聞こえない状態には、個人差があります。文字や視覚情報を中心にお互いの目を見て情報を伝えます。

- **手話**
手・指・体の動き、顔の表情を使う言語。
- **指文字**…「あ・い・う・え・お」等の50音を指の形で表す方法
- **筆談**…紙や手のひらに字を書く方法
- **口話**…相手の口の動きを見て、言葉を伝える方法
- **空文字(空書き)**…空中に字を書く方法



手話に触れてみよう

手話DE遊ぼう 期日 7月29日(日) 時間 午後2時～4時30分
会場 アクロスあらかわ1階ホール
対象 区内在住・在学中、小学生と保護者(小学4～6年生は1人での参加も可)
定員 20人(申込順) 内容 あいさつ、手話歌の体験等
申込方法 7月11日(水)～22日(日)にファクス・電子メールで、①手話DE遊ぼう②住所③氏名(ふりがな)④電話番号⑤学年⑥参加人数を、荒川区聴覚障害者協会・松岡へ
☎(6318)7985 ☒arakawa_deaf@yahoo.co.jp

気軽に楽しく「手話」体験

期日 9月11日(火) 時間 午前9時30分～正午
会場 荒川ボランティアセンター活動サロン(荒川区社会福祉協議会3階)
対象 区内在住・在勤・在学の方 定員 15人(申込順)
託児 6か月以上の未就学児、5人(申込順)
申込方法 7月11日(水)～8月20日(月)に電話・ファクス・電子メールで、①気軽に楽しく「手話」体験②住所③氏名(ふりがな)④電話番号⑤託児の有無⑥託児するお子さんの年齢を、荒川ボランティアセンター(荒川区社会福祉協議会内)へ ☎(3802)3338 ☒(3802)3831 ☒jigyo@arakawa-shakyo.or.jp
区には、社会教育関係団体として登録している手話サークルもあります。詳しくは、荒川区ホームページをご覧ください。

障がいのある方の相談窓口

- **障害者福祉課**
日常生活への支援、施設入所や通所等の相談を受け付けています。また、心の健康に不安がある方の精神保健福祉相談(自立と社会参加促進のための支援を保健師や専門医が対応)のほか、難病医療費助成と自立支援医療の申請も受け付けています。
▶ **手話通訳者** 毎週、午後1時～4時に、手話通訳者が窓口で対応します。
- ▶ **身体・知的障害者相談員**
区から委嘱を受けた相談員が、障がい者や家族からの生活相談等に対する助言や支援を行っています。
問合せ 障害者福祉課係(区役所1階) ☎内線2681 FAX(3802)0819
- **支援センターアゼリア**
☎(3819)2343 ☒(3819)2312
心の病を持ちながら生活している方への日常生活の支援や相談等を行い、社会復帰のためのさまざまなプログラムを実施しています。
- **精神障がい者相談支援事業所コンパス(東日暮里1-17-12 1階)**
☎・☒(3801)7227
心の健康に不安がある方や家族を対象とした相談支援事業所です。

国民健康保険のお知らせ

高額な医療費の負担を軽減します

「限度額適用認定証」を医療機関の窓口で提示すると、保険診療分の一部負担金の支払いが「高額療養費自己負担限度額」までとなります。「限度額適用認定証」の交付は申請が必要です。高齢受給者証をお持ちの方は、適用区分により、「限度額適用認定証」が必要ない場合があります。

申請に必要なもの
国民健康保険証、高齢受給者証(70歳以上の方)、本人確認書類

※国民健康保険料の未納があると交付できません
※認定証は申請月から適用します
※入院日数が直近1年のうち90日を超える場合、適用区分により食費がさらに軽減されますので、入院日数が確認できるもの(領収証等)をお持ちください
※世帯の中に住民税の未申告者がいる方は最上位の適用区分となります

申請・問合せ 国保年金課保険給付係(区役所1階) ☎内線2383

高齢受給者証を送付します

8月1日(水)から使用できる高齢受給者証を、7月13日(金)に世帯主へ送付します。現在ご使用の高齢受給者証は、有効期限以降に自分で廃棄するか、国保年金課または各区分事務所へ返却してください。
※一部負担金の割合は、平成30年度の住民税課税所得を基に判定します

「あらかわ国保だより第101号」の一部に誤りがありました。お詫びして、下記のとおり訂正します。

表紙中段「次の場合は保険料が安くなります」の1つ目の表内文字「賦課のもととなる所得が」について削除します。
なお、対象者の減額計算自体は正しく行われています。

問合せ 国保年金課国保資格係(区役所1階) ☎内線2375

後期高齢者医療制度のお知らせ

平成30年度の後期高齢者医療保険料額決定通知書を7月19日(木)に送付します

後期高齢者医療被保険者証を更新します

8月1日(水)から使用できる後期高齢者医療被保険者証を7月中旬以降に簡易書留で送付します。

◆被保険者証の自己負担割合を3割から1割に変更できる場合があります
3割負担の方でも、収入合計額で申請により1割負担になることがあります。該当する方には7月上旬に「後期高齢者医療基準収入額適用申請書」を送付します。同封のお知らせを確認のうえ、7月中に申請してください。

申請・問合せ 国保年金課後期高齢者医療係(区役所1階) ☎内線2391

限度額適用・標準負担額減額認定証(減額認定証)の申請を

今までに後期高齢者医療制度の減額認定証の交付を受けた方で、平成30年度も引き続き該当する方には、新しい減額認定証を7月下旬に送付します。新たに申請する方や、長期入院(過去12か月に90日を超える入院歴がある場合)に該当する方は、交付申請をしてください。

限度額適用認定証の申請を

8月から、後期高齢者医療被保険者証の自己負担割合が3割の方の高額療養費について、上限額が課税所得により上がる場合があります。それに伴い、同じ世帯の後期高齢者医療被保険者全員の住民税課税所得がいずれも690万円未満の場合は、申請により限度額適用認定証の交付を受けることができます。医療機関等の窓口で提示すると、一部負担金の支払いが高額療養費自己負担限度額までとなります。